

トーヨーベンディング株式会社 ICカード 利用約款

第1条 (約款の趣旨)

トーヨーベンディング株式会社（以下「当社」という。）は、電子情報による前払式代金決済のため「ICカード」のお取引について、この約款により取扱うものとし、次条に定義するお客様は、この約款によりお取引をしていただきます。

第2条 (定義)

この約款において各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

1. **ICカード** この約款に基づき取引代金の支払いに利用することができる電子情報を記録することができる集積回路付の証票。「ICカード」内の集積回路内に記録することができる金額についての電子情報であって、この約款に基づき取引代金の支払に利用することができるもの。
2. **入力** 「ICカード」に電子情報を記録すること。
3. **電子入金** 「ICカード」に金額を加算する入力をする事。
4. **電子出金** 「ICカード」に金額を減算する入力をする事。
5. **利用可能残高** 「ICカード」に入力されている利用可能金額。
6. **入金機** 電子入力することができる機器。
7. **カード利用機器** 電子出金することができる機器。
8. **精算機** 「ICカード」内の一部を現金へ払戻しできる機器。
9. **保有** ある人が「ICカード」を任意に利用できる状態にあること。
10. **契約店** 当社が定める手続きにより「ICカード」取引の契約を締結している店舗・自動販売機。
11. **お客様** 「ICカード」を保有する方。

第3条 (ICカードの交付)

「ICカード」の交付を希望される方は、当社が定める手続きにより、「ICカード」の交付を受ける事ができます。交付の際には保証金をお預かりします。保証金は「ICカード」内の残高と共に精算機で「ICカード」と引き換えに返金いたします。

第4条 (電子入金)

1. お客様は、当社が定める入金機により、当社の定める方法で「ICカード」の電子入金を受けることができます。
2. お客様は、当社に対し、「ICカード」の電子入金を受けるに際し、当社が定める方法により、

電子入金の代金をお支払いいただきます。

3. お客様は前項の代金のお支払いに際し、当社が定める方法により、当社が定める電子入金手数料をお支払いいただきます。

第5条 「ICカード」のご利用

1. お客様は、当社契約先において「ICカード」をそのご利用可能残高の範囲内で当社が定める方法により代金のお支払いにご利用いただけます。
2. お客様が前項により「ICカード」をご利用になる場合には、カード利用機器により電子出金をいたします。
3. お客様が「ICカード」を当社提携店に対する代金支払いにご利用になった際に当社契約店は「ICカード」専用のご利用伝票の発行はいたしませんのでご了承ください。
4. 「ICカード」をご利用になれる当社契約先は、当社と当社契約先との契約の新規締結や終了等によって、増減することがあります。

第6条 「ICカード」の譲渡性

「ICカード」は、譲渡することができません。

第7条 (ご利用可能残高の確認等)

「ICカード」のご利用可能残高は、当社が定める入金機・カード利用機器・精算機でご確認ください。

第8条 「ICカード」が利用できない場合1)

お客様は、次の場合には、「ICカード」をご利用いただくことができません。

1. 「ICカード」が偽造もしくは変造され、また不正に作り出されたものであるとき。
2. 「ICカード」が違法に取得されたものであるとき、違法に取得されたことを知りながら、もしくは知ることができる状況で取得したとき、または違法に保有されるに至ったものであるとき。

第9条 「ICカード」が利用できない場合2)

「ICカード」の破損、カード利用機器の故障、停電その他やむを得ない事由により、加盟店のカード利用機器による「ICカード」のご利用可能残高の読み取りまたは電子出金をすることができない場合には、お客様には「ICカード」をご利用いただけませんので、ご了承ください。

第 10 条 （「IC カード」の再入力等をする場合）

1. 「IC カード」のご利用可能残高の読み取りができず、または「IC カード」に電子入金もしくは電子出金ができない等の異常が生じた場合にお客様は、当社が定める方法で「IC カード」を提出していただくことにより、当社が定める方法により当社から「IC カード」の再交付または、再電子入金を受けることができます。
2. 前項により、当社が再電子入金をする「IC カード」のご利用可能残高は IC カードの集積回路中の記録またはご利用履歴の記録により推計した金額とします。
3. 第 1 項により「IC カード」を交付する場合において、「IC カード」の図柄または機能の一部について、従前の「IC カード」と異なる場合がありますのでご了承ください。
4. 当社は、本条の「IC カード」の再交付または再電子入金に代えて、当社の都合により、第 2 項の金額の全部または一部を現金で返還する場合があります。
5. お客様の事情により当社が本条の取扱いをする場合には、当社は、お客様に当社所定の実費相当額の再交付手数料または再電子入金手数料をご負担いただきます。

第 11 条 （「IC カード」の再入力等をしない場合）

お客様が IC カードを盗まれ、または紛失され、またはこれらに準じて「IC カード」の全部または一部の保有を失われた場合には、当社は、前条の取扱いをいたしませんので、ご了承ください。

第 12 条 （契約先との関係）

1. お客様が「IC カード」をご利用された際に、万一、商品またはサービスの取引について、返品、瑕疵その他の問題が生じた場合には、契約先との間で解決していただくものとします。
2. 前項の場合において、当社が契約先に「IC カード」ご利用代金相当額を決済する前に以下のいずれかの条件が満たされたときは、当社が定める方法により当該「IC カード」ご利用代金相当額の全部または一部を現金でお支払いする場合があります。
 - (1) お客様が当社の定める必要資料を提出し、当社が当該必要資料に基づき契約先が「IC カード」ご利用にかかる契約上の義務を履行していないと判断したとき。
 - (2) お客様および契約先が当社の定める届出を当社が定める方式で提出したとき。
3. 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、お客様は、当社に対して「IC カード」ご利用代金相当額の電子入金を求めることができません。
 - (1) 「IC カード」をご利用した売買契約もしくは役務提供契約等がお客様にとって商行為であるとき。
 - (2) 「IC カード」ご利用代金相当額が一千円に満たないとき。
 - (3) 病院にて告知する終了日を過ぎた場合。
 - (4) お客様による前項に基づく権利の行使が信義に反すると認められたとき。

第 13 条 (払戻しの原則禁止)

1. 「IC カード」は、この約款に別段の定めがある場合を除き、現金との払戻しは出来ません。
2. お客様の事情によらずに「IC カード」のご利用が著しく困難になったと認められる場合、または当社の都合により「IC カード」の利用を停止する場合には、前項の定めにかかわらず、お客様は当社が定める方法で IC カードをご提出いただくことにより、ご利用可能残高の払戻しを受けることができます。
3. お客様の事情により「IC カード」のご利用が著しく困難になったと認められる場合には、前 2 項の定めに関わらず、お客様は当社が定める方法で IC カードをご提出いただくことによりご利用可能残高の払戻しを受けることができます。

第 14 条 (取扱の変更)

IC カードの取り扱いについて、この約款を変更する場合には、当社は一定の予告期間をおいて周知の方法をとるものとし、予告期間経過後は変更後の約款を適用します。

第 15 条 (お客様ご相談窓口)

IC カードまたは本契約に関するご質問、ご相談は当社までご連絡ください。

附則

この約款は平成 29 年 11 月 1 日から適用します。

お問い合わせ先

トーヨーベンディング株式会社 病室事業部

所在地 名古屋市市中村区名駅 1-1-4JR セントラルタワーズ 37 階

電話 052-569-5551